2020年6月9日

会員各位

定款改正案に対する意見募集の結果とご質問等に対する回答

本年(2020年)4月29日から5月23日までの期間、定款改正案に対するご意見を募集したところ、20名からご意見・ご質問が寄せられました。ご協力、まことにありがとうございました。

以下に、いただいたご意見・ご質問をご紹介します。記載は意見受付時間順です。いただいたご意見・ご質問を原文のまま掲載させていただいておりますが、誤記に関する指摘（修正済みのため）や個人が特定される部分は削除しています。

ご質問に対し、この度の改正案を用意させていただきました立場から私どもの考えをご回答として記載をさせていただきましたが、いただいたご意見を拝読し、私どもの考えが足りなかったところもあったと認識しております。会員の皆様のお知恵をいただきながら、必要な改正を今後も行ってまいる所存です。引き続きのご指導を何卒よろしくお願い申し上げます。

理事一同

＜回答者属性＞

* 所　属：　東日本支部 12名　西日本支部 4名　中部支部 1名、中国支部 1名

 未回答 2名

* 会員歴：　3年以上10年未満 9名　10年以上20年未満 5名　20年以上 4名

　　　　　未回答2名

［設問１］添付資料に示された定款改正の方向性や「定款改正素案」について、どう思いますか？

* 賛成 14名
* 反対 2名
* どちらともいえない　 4名

［設問２］［設問１］で「反対」を選択された方にお尋ねします。「反対」の理由について教えてください。

【Aさん】

「代議員が、理事候補選挙のためのグループ（派閥）になっていないか」という検討ポイントは非常に重要であるが、改正案のどこに活かされているのかが不明。顧問については、内閣府から廃止すべきであるとの指導を受けていたのであれば一本化して残すのではなく廃止すべき。今まで顧問を名乗っていた方々への配慮と推察するも、肩書が無くても通用するだけの力をお持ちと考えます。

［回答］

　専門委員会にて顧問制度のあり方についても検討いただき、公益法人認定を受けた際に手続きに関与していた会員へのヒアリングを行っていただいたところ、認定当時、内閣府より、最高顧問と常任顧問は廃止すべきであるとの指摘を受けていたことが判明しました。

専門委員会では、顧問制度そのものを廃止すべきとの意見も出ましたが、理事を退任後も政府の審議会等でご活躍いただいている先輩方が多くいらっしゃることに鑑み、顧問に一本化して顧問制度を残すことといたしました。なお、定款に何ら定めがないことが問題であるとのご指摘もいただいておりましたので、この度、顧問に関する規定を第27条に新設し、その選任は理事会の承認を必要とすることや、任期があること等を定めさせていただきました。顧問規程についても2019年度第2回理事会にて改正をしており、参考資料として添付しておりますので、ご確認ください。

【Bさん】

以下の2点について、再考いただければ幸いです。

1. 第18条について
「業務執行理事」が若干名というのは曖昧すぎます。第20条に権限（報告しろ）と第24条に報酬（支給される場合がある）と規定する以上、確実な人数にするのが適切と考えます。代表理事以外は、「すべて」とか、選任された理事の「半数」とか。※第62条に、事務局責任者もその役割をもっても良いとあるのが、事務局責任者の報酬（雇用契約？）と整合するのかも気になります。

［回答］

ご指摘の通りです。具体的な人数の記載を検討しましたが、何人が適当かについて結論に至ることができず、このような表現といたしました。今後、具体的な数字を明記できるよう、検討を続けてまいります。

なお、2020年度においては、理事会の承認を得て、理事の中から1名を業務執行理事として「事務局責任者」（現行の定款では第52条、改正案では第65条）に選任することを予定しております。なお、2019年3月に任期満了退任となるまでは事務局代表を「事務局責任者」として置いてきましたが、それ以降は事務局代表を置かず、本部理事2名が副会長を補佐して事務局の運営に当たってまいりました。この度の総会時の理事会にて、副会長補佐を務めた理事のうちの1名を業務執行理事として「事務局責任者」に選任したいと考えております。

理事の報酬（現行の定款第23条、改正案第24条）につきましては、かねてより、理事の間で、様々な事業に関わる中で臨時雇用賃金や謝金の支払いを受けとることが「理事は無報酬」という定款に抵触しないかと心配する声がありました。そこで、本件についても専門委員会で検討いただき、改正案のような表現に変更することを提案させていただくこととなりました。なお、現行の定款では代表理事であれば役員報酬を受け取ることができると読める定めになっていますが、現在、代表理事には役員報酬を支払っておりません。2020年度もその予定はありません。

1. 第44条について

理事会の定足数ですが、理事会の招集や決議を電磁的な形式をとることを新たに定めていますが、対面（出席）できない場合での理事会の開催について、今一度、整理が必要かと考えます。（対面）理事会の成立=定足数を満たす出席（対面でない）理事会の成立＝？？

それに伴い、第46条の「決議の省略」も。決議は省略できず、その条項の内容は、決議の意味はそのままで、その方法（書面や電磁的な記録にて同意を表明する）のことを記述しているものかと。対面（出席）でも、対面でなくても、理事会は開催され、決議事項は議論され、承認され、それを議事録として残す必要がありますので。余談ですが、わりと多くの会社は、Web会議ができない（準備前など）場合、取締役会を書面等で開催し、決議し、議事録を残しているかと。

［回答］

改正案では、理事会に関する規定について、次のような条文の追加とともに条文を独立させる等して、全体にわかりやすくしました。

まず、理事会の権限（現行では第36条、改正案では第40条）に関して、理事会の職務とともに、理事会が理事に委任できない内容を明記しました。

理事会の招集（現行では第38条、改正案では第42条）に関して、電子メールで必要事項を理事ならびに監事に通知ができることを明文で定めました。

現行の定款には理事会の成立要件である定足数についての記述がなかったことから、第44条（定足数）を新設いたしました。

ところで、理事会の決議は原則、理事が集合して会議を開催して行うこととなっていますが、法人法では、議案が理事全員が同意できるものである場合は、書面や電子メールを回して理事全員の同意を得ることによって理事会の開催に代えて決議をできる、いわゆる「みなし決議（書面決議とも言います）」の制度を用意しています。現行の定款では、この制度に関する規定を第40条第3項に置いていますが、改正案では、通常の理事会開催による決議を第45条（決議）、書面決議を第46条（決議の省略）と、分けて記載することにいたしました。なお、条文の見出し（決議や決議の省略）がわかりにくいというご指摘もあるかと思いますが、法人法やモデル定款の記載の方法に倣っています。

［設問３］その他、定款改正について、ご質問やご意見等ありましたら、お書きください。

【Cさん】

ガバナンスの条項が今まで盛り込まれていなかったのは驚きです。ガバナンスの強化が必要だと思っておりましたので、今回の改正には賛成です。

【Dさん】

現行の定款でも「第 36 条（3）理事の職務の執行の監督」がありながら、守られなかったとのこと。改正案で細かく決めたことも守らなければ意味が無いと考えます。理事会が正しく機能することを願います。その意味でも、業務執行理事については別途規定が設けられて職務を執行するとのことですが、その他の理事はどんな職務を果たすのか不明なので別途規定を定めていただきたいです。また、社員ではない正会員は、所属する団体であっても総会の開催時期や議題について、事前には知らされない立場だとわかりました。直接選べる代議員には、役員がどのような動きをしているのか分かる仕組みであってほしいと思います。そして、理事や代表理事は、組織として健全な姿を保つためには、覚悟を決めて必要な発言をしていただきたい。二度と一部の人が暴走しないような精神風土を確立していただきたいと思います。

［回答］

この度の定款改正と併せて、「理事の職務権限規程」を新設いたしました。参考資料として添付しておりますので、ご確認ください。

【Eさん】

法に則っていれば反対する理由は小さい。ただし、細かい部分は議論がある可能性大。
業務執行理事の立ち位置や業務内容のさらなる明確化が必要（改正18条：定員に下限は？）。
改正第19条の代議員以外の定義とは？有資格者団体なので、有資格者以外の選定が本当に必要なのか。
改正第24条の報酬について、無報酬では役員に負荷をかけているので設定すべきではと思うので、この条文は修正動議をかけたい。

改正第44条の会議の開催について、出てきたけど過半になくて流会というのは非現実的なので、過半に達するか否かの方法を検討し、明確化したほうが良いのでは。

［回答］

改正案第19条第１項についてのご指摘は、代議員以外から理事を選任することの意義に関するご質問と解しました。この点、選挙によって代議員に選出された正会員がNACSの運営の意思決定に当たることが望ましいという従来からの考えを踏襲しておりますが、法人運営や消費者活動において豊富な経験や優れた知見を有しておられる方を、代議員以外（代議員以外の会員や非会員）から理事に登用することも必要と考えております。ただし、代議員以外の理事の人数は過半数を超えない範囲であることを、改正案では明記いたしました。

　改正案第44条（定足数）に関して、2020年4月以降の理事会は、法務省の見解に基づき、WEB会議システムや電話による方法での参加も出席と認めて開催しております。これにより、理事の出席者数が定足数に届かずに理事会が不成立となってしまうリスクは大幅に低減しております。

【Fさん】

認可されたモデル約款のみを対象とすべき。

［回答］

改正案作成にあたり、内閣府が「公益認定のための『定款』について」の中で示している、いわゆるモデル定款を参考にしました。なお、公益法人のガバナンス改革が検討されており、モデル定款についても早晩、改訂が行われる見通しであることから、公益法人協会にご指導をいただきながら、改革を先取りした規定づくりを目指しました。

【Gさん】

社会情勢に応じたガバナンスを充たす改定とのことで賛同致します。

【Hさん】

この2年、社員総会での混乱を聞いておりましたので、改正について賛成です。また、時代に合わせ、書面だけでなくメール等での対応も当然だと思います。改定案作成の皆様の真摯な活動に感謝いたします。

【Iさん】

公益法人協会が策定した「公益法人ガバナンス・コード」の内容に基づき、NACSの定款を改正することは、NACSの公益社団法人としての立ち位置や役割を明確にするためにも、大変意義深いものであると思います。

【Jさん】

「公益法人ガバナンス・コード」を読んで、理事・監事の皆さんには、公益法人の役割を十分認識した高い見識と 誠実性が求められていることを、あらためて実感しました。

【Kさん】

定款の改正と併せて、諸規程類も整備されているようなので、望ましい方向に進んでいると思います。定款に記載されている規程以外にも、「社員総会運営規程」「監事監査規程」「リスク管理＆コンプライアンス規程」などの規程を整備していくことも必要であると思います。

［回答］

　定款改正案の作成と並行して、コンプライアンス規程、組織規程、顧問規程、監査規程等の改定、並びに、理事の職務権限規程、業務執行会議運営規程、情報管理規程を新設しました。ご指摘の規程についても引き続き検討させていただきます。

【Lさん】

正会員、代議員の立場として、私が考える今後のNACSの課題についてお伝えします。
①広報機能の強化：公益法人に求められる「透明性の確保・説明責任の遂行」のためには、社会に対する積極的な情報開示が必要。そのためには、NACSとして広報部門へのリソース（人材・経費）の確保・投入が必要。
②監事機能の強化：監事の独立性を担保し、機能強化を図ることも重要。独立性の担保のためには、最低一名は正会員以外（NACS以外）の方を専任するとよいのではないか。また、定款には「監事の報酬はなし」と規定されているが、監事の職務は重責であり、その機能を適正に発揮するためには、執行理事と同様に一定の報酬は必要と考える。

［回答］

　いただいたご意見は広報委員会への応援メッセージと受け止め、これまで以上に社会に対する積極的な情報開示に努めてまいる所存です。

　監事の選任（1名以上を外部から起用することを明記する件）についても、引き続き、理事会にて検討させていただきます。なお、外部からのチェック機能の強化という点につきましては、この度の総会にて、弁護士の石戸谷豊氏、日本産業協会専務理事の菅原功氏、日本消費者協会専務理事の橋本泰正氏に理事にご就任いただく予定です。

【Mさん】

理事会の新メンバーによるリーダーシップ発揮とNACSの改革推進を期待しております。私も、微力ながらNACSの持続的な発展に貢献するべく、活動していきたいと思います。引き続き、よろしくお願いいたします。

【Nさん】

役員の職務と権限、理事の職務と権限が明確になって良くなったのではないでしょうか。

【Oさん】

今回の定款改正はガバナンスの一層の強化を目的としたものであり、専門委員会での十分な検討の結果としてご提案いただくものと拝察し、賛成いたします。なお、若干ながら、次のとおりの愚見を申し述べます。
（１）「役員の設置」と「選任」の分離
今般新設の「業務執行理事」に関わる事項ですが、どういう役員を置くかという条文と、選任の方法の規定を分離したほうが分かりやすいと考えます。
第18条　第4項「代表理事以外の理事の中から、若干名の業務執行理事を置くことができる。」又は、「業務執行の必要に応じ、若干名の業務執行理事を置くことができる。」
第19条　第3項「会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。」

［回答］

いただきましたご意見、今後の改正の際に参考にさせていただきます。

（２）いわゆる「外部理事」について
公益認定前は本会に関連を有する諸団体等の代表の方など10名を超える「外部理事」が就任されており、理事会でも様々なご発言をいただいていたと記憶しております。公益認定の際、主務官庁より、外部からの支配的影響力を排除するため、極力削減を図るよう指導があり2名になった経緯があります。今般の「近藤レポート」の趣旨を踏まえつつ、第19条第1項の改正案に賛成いたします。

（３）「顧問」について
　公益認定時に指導があったことは承知しておりました。認定後も引き続き「顧問規程」によって運用されてきましたが、今般、任期を定めたうえでの選任として定款に規定することについては、今日的な要請でもあると理解し、賛成いたします。

【Qさん】

対比表の改正理由等で法律しか記載されていないものについて、理由が記載されていないため、何を目途に改正されたのか分かりにくい。特に37条の理由、64条が定款で必要である理由が分かりにくい。

［回答］

第37条（報告の省略）は、法人法第59条の条文をそのまま入れております。社団法人は事業報告等を定時社員総会で報告することが義務付けられていますが、理事が事前に社員全員に報告すべきことを通知し、かつ、社員全員が総会にて報告する必要はないと回答した場合には、総会での報告を省略できるという規定であり、社員総会の開催時間を短くするために設けられた例外措置です。

第64条については、委員会は当協会の活動の重要な単位であることから、現行の定款において「委員会を設置できる」と定めております。今回の改正案では、その設置に際し理事会の決議を経る必要があることを明文化しました。

【Rさん】

➀業務執行理事の職務権限規程は、改正案を正式に諮る際には提示されるのでしょうか。

［回答］

「理事の職務権限規程」を5月20日の理事会にて承認し、新設しました。参考資料として添付させていただいております。業務執行理事の職務権限については本規程の（別表）に記載しています。

➁第31条2(2)、第32条2に、「議決権の5分の1以上を有する社員」（改正理由：総社員の用語が不明確のため削除）とあり、第50条、第57条「総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上」とあります。「議決権を有する社員」等、表現を統一された方が良いように思います。

［回答］

ご指摘、ありがとうございます。現行の定款に定款改正案を作成する段階で、モデル定款案において「総正会員」とあるところを「社員」と読み替えて変換する作業を行いました。その際の変換作業において、ご指摘のような問題が生じてしまいました。第50条「総正会員」ならびに第57条の「正社員」は「社員」と修正すべきでした。お詫びして、謹んで訂正をさせていただきます。

また、第31条2(2)、第32条2につきましては、現行の定款において「総社員」と「社員」という文言が両方使われていますが、「総社員」の定義がなされておらず、「社員」と同義であることから、「社員」いう文言に統一させていただきました。

【Sさん】

定款改正について
＜新定款4条＞
1. 1項における事業担当を本部の7人の理事が業務執行理事として担当するのか。
2. 2項に「1項の事業は日本全国において行うものとする」とあることは各支部でもすべて担当する会員の確保ができるのか。

［回答］

現行の定款の第4条からの変更はございません。なお、第4条に記載した事業は、NACSという法人が行う事業であって、理事が業務執行理事として担当するという意味ではありません。第2項についても、NACSという法人が全国で事業を行うことを対外的に示すための記載です。

＜新定款9条＞
3. 旧定款で削除された点についての質問。正会員は社員総会で発言権を失うのか。公益法人協会より「不適切」といわれた理由を明確に説明して下さい。公益法人化の際、正会員と代議員の差は議決権の有無と説明をしました。

［回答］

　代議員制度を採用している以上、代議員に選出された正会員が社員であり、社員総会に出席して議決権行使できるのは代議員（社員）である正会員のみということになるためです。なお、代議員以外の正会員は、議決に参加はできないが傍聴は許されていると解されています。発言については、代議員の意思決定に影響を与える可能性があるため認められない、というのが多くの有識者の見解でした。

なお、代議員制度を維持し続けるかどうかも、今後の検討課題です。WEB会議システム等を使った総会開催が可能となれば、代議員制度を維持する必要はないのではないか、との助言をいただいております。

＜新定款18条＞
4. 4項「理事会は業務執行理事を選任することができる」とあります。旧定款で理事が多数いたのは、理事の仕事がNACS業務を無給ですることと会員と賛助会員、懇話会の会費総額の2倍以上の活動費が必要だったからです。理事はNACS賛助会員を増やすための活動をしてきました。30社から40社の賛助会員を入会させた元理事のお話しでは賛助会員になっていただくのに「10万円の会費を支払ってください。会費を支払っても活動に口出しはしないで下さい。事業者は消費者支援のために活動する当協会を支援してください。意見交換はいつでも応じます」と言っていたようです。その頃はNACS活動資金確保のために多人数理事が必要でした。2020年度は賛助会員が新型コロナウィルス等の不況で脱会が増加すると思われます。資金源確保の活動を理事にきちんと位置付けることが必要だと思います。「業務執行理事が代表理事のみであるため」とありますが理事が賛助会員巡りや賀詞交歓会、意見交換会で賛助会員などと意見交換を進めることが必要です。

［回答］

　法人の役員（NACSでは理事）には様々な役割が期待されており、それは時代によって変わってくるものでもあり、ご指摘のような役割もその一つであったと考えます。今日では、公益法人の進むべき方向を誤らないように、正しい意思決定をすることが、公益法人の役員の最も重要な役割であり責務と考えられています。。

＜新定款20条・24条＞
5. 20条4項に記載されている「理事の職務権限規程」と言うものが会員ページで見つかりませんでした。理事は無給なので各委員会等の業務担当者に指示をだす立場にあると聞きました。そのようには読めないし、ＮＡＣＳでは理事は雑用係のように感じておりました。実際はどうなのでしょうか。24条に業務執行の対価として報酬等支給について触れています。指示をだす理事をするが業務執行は辞退するということはあるのでしょうか。代表理事に報酬が払わられたのは「お金持ちしか代表理事にはなれない」と困るという位置付けで、●●さんが副会長の際に事務所に常駐ということで入ったものです。

［回答］

過去の経緯についてご教示いただき、ありがとうございます。ただし、過去の経緯と今日のNACSがどうあるべきかは、切り離して考えるべきと考えています。

「理事は無給なので各委員会等の業務担当者に指示をだす立場にある」という説明は正しくありません。理事の役割は、有給か無給かにかかわらず、理事会の一員としてNACSという法人が進むべき方向性を決定することと考えています。

その他気づいたこと：定款改正の専門委員会委員長 近藤さんの検討ポイントから
6. 各業務活動のおおよその時間数を把握し、必要な内容と予算の公平な配分をする業務を位置づけすること
7. 個人情報委員会のＮＡＣＳ内部での役割や情報公開に関する常設委員会が必要ではないですか。
8. 「理事会が理事の執行状況をきちんと評価できること」とありましたが、これが一番ＮＡＣＳにとっては難しいと思います。会員は企業のように上下関係はないし、給与は得ていない上、会費は支払う立場です。理事に対して、業務担当会員にたいして評価する場合、ほめることはあってもチェック機能は働かないのではないでしょうか。

9. ＮＡＣＳ会員一人一人と情報共有は大変難しいこと。ＨＰや会報に掲載しただけでは、ＮＡＣＳ活動を会員に理解してもらえない。
10. 以前、事務局は中立の立場がいいとなっておりましたので、理事が事務局代表にはなれませんでした。

11. 理事会が終了すると開催時に決めた2名の議事録署名人が内容をチェックしてきました。

12. 「研究員手当」支給について定款ではなかったでしょうか。どこに位置づけられていますか。

13. 定款改正に向けた専門委員会のメンバー氏名は公表してください。

［回答］

貴重なご意見、ありがとうございます。

12.は、過去に、事業を実施する会員に報酬等支給規則の定めよりも高い単価で報酬（謝金や臨時雇用賃金）を「研究員手当」として支払っていたことがあったことに関連したご質問と思いますが、現在は、報酬等支給規則に定めのない「研究員手当」は認めていません。

13.については、以下の通りです。会員専用ページにも開示しています。

**専門委員会のメンバー　◎は委員長、△はオブザーバー**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|   | 風見　一之 | （一社）組込みイノベーション協議会副理事長、元（株）ニコン執行役員 |
| ◎ | 近藤　幸直 | （株）ディー・エヌ・エー社外監査役、元ソニーネットワークコミュニケーションズ（株）取締役 |
|   | 杉田　 努 | 生命保険会社にて内部監査人、グループ公益財団法人総務・経理を担当 |
|   | 中山　桂子 | 本部事務局にて総会や届出関係等を担当 |
| △ | 田辺　尚代 | 公益法人認定時に本部事務局にて認定作業を担当、現在西日本支部 |
| △ | 鈴木　勝治 | （公財）公益法人協会 副理事長、非会員 |

【Tさん】

あまり、役員に都合の良い改正をすると会員減少になると危惧します。少なくとも、損益状況が改善するまでは、報酬規程の変更は凍結した方が良いと思います。

［回答］

　貴重なご意見、ありがとうございます。なお、定款の定めに則り、代表理事ならびに理事は、業務執行の対価は受領しておりません。

理事の中には、厳しい財政状況の一助になればと事業への関与及び外部委員への就任等で得た報酬の一部を寄付される方が増えています。

（ご参考）受取寄付金の推移　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 |
| 受取寄付金 | 417,835 | 130,000 | 320,450 | 860,000 | 1,172,053 |

以上